

千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(目的)

第1 この要綱は、地震により被災した建築物の危険度の応急の判定、表示等（以下、「応急危険度判定」という。）を行う千葉県被災建築物応急危険度判定士（以下、「応急危険度判定士」という。）を認定し、建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害の防止を図り、もって住民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において応急危険度判定士とは、知事の認定を受け応急危険度判定を行う者をいう。

(認定、登録及び認定証の交付)

第3 応急危険度判定士の認定は、知事が行う。

2 知事は、申請者を応急危険度判定士として認定したときは、応急危険度判定士台帳に登録するとともに、応急危険度判定士認定証（以下、「認定証」という）を交付するものとする。

3 知事は、認定証の有効期間満了日までに第10の届出がない場合は更新の意思があるものとみなし、応急危険度判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、認定証を交付する。なお、交付日は有効期間満了日の翌日とする。

(有効期間)

第4 認定証の有効期間は5年間とする。

2 第5第1項の規定により交付される認定証は前項にかかわらず交付を受けたときから効力を生じ、その有効期間は当該認定証の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

(認定申請)

第5 応急危険度判定士として認定を受けようとする者（千葉県内に在住又は在勤する者に限る。）は、応急危険度判定士認定申請書を知事に提出するものとする。

2 認定の申請は、第6第1項の規定による講習会を修了した者又は他の都道府県における同様の講習を修了した者でなければ行うことができない。

(講習会)

第6 知事は、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため、講習会の実施の措置を講ずるものとする。

2 講習会の受講資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士（千葉県内に在住又は在勤する者に限る。）又はその他知事が認めた者とする。

3 講習会の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総論

(2) 応急危険度判定技術（共通技術及び建築構造毎の判定技術）

(3) その他必要な事項

- 4 知事又は知事が指定する講習会の主催者は、講習を修了した者に対し講習会受講修了者台帳に登載の上、受講修了証を交付するものとする。

(応急危険度判定士の任務)

- 第7 応急危険度判定士は、地方公共団体等の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、応急危険度判定の業務を行う際には、常時、認定証を携帯するものとする。

(登録事項の変更)

- 第8 応急危険度判定士は、第3第2項の規定により登録した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、応急危険度判定士台帳及び認定証の修正を行うものとする。

(認定証の再交付)

- 第9 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、認定証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

- 第10 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、応急危険度判定士台帳から、抹消するとともに、認定証を返納させるものとする。

(死亡の届出)

- 第11 応急危険度判定士が、死亡したときは、その相続人は、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、応急危険度判定士台帳から、抹消するものとする。

(認定の取り消し)

- 第12 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当する場合には、認定を取り消すことができる。
 - (1) 建築士法第9条第1項に基づく免許の取り消しを受けた者。
 - (2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者。
 - (3) 前各号に規定する者のほか、知事が不適任と認めた者。
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、応急危険度判定士台帳から抹消するとともに、認定証を返納させるものとする。

(実施細目)

第13 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(予算措置)

第14 この要綱の運用は、各年度の予算の範囲内において行うものとする。

付 則

この要綱は平成7年10月12日から施行する。

付 則

この要綱は平成13年3月22日から施行する。

- 2 改正前の千葉県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3の規定により交付された千葉県震災建築物応急危険度判定士認定証は、改正後の千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3の規定により交付された「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定証」とみなす。
- 3 改正前の千葉県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第5の規定により交付された千葉県震災建築物応急危険度判定士認定講習会受講修了証は、改正後の千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第5の規定により交付された「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定講習会受講修了証」とみなす。

付 則

この要綱は平成20年11月28日から施行する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

- 2 改正前の千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3の規定により交付された認定証の効力及び有効期間については、なお従前の例により、改正後の最初の更新については有効期間満了日の翌日から効力を生じ、その有効期間は当該認定証の交付を受けた日の属する年の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

付 則

この要綱は平成22年3月15日から施行する。